

京情審答申第37号  
平成14年1月28日

京都府知事  
荒 卷 禎 一 様

京都府情報公開審査会  
会 長 錦 織 成 史

公文書部分公開決定に係る異議申立てに対する  
決定について（答申）

平成10年10月23日付け10河第14-177号で諮問のあった事案について、次のとおり答申します。

## 第1 審査会の結論

本件事案について実施機関が部分公開とした判断は、妥当である。

## 第2 異議申立てに至る経過

- 1 平成10年6月25日、異議申立人は、京都府情報公開条例（昭和63年京都府条例第17号。以下「条例」という。）第4条の規定により、京都府知事（以下「実施機関」という。）に対し、鴨川陶化橋上流域環境整備事業における「地元対応に係る報告文書（平成7年6月22日以降の文書）」の公開を請求した。
- 2 実施機関は、条例第8条第3項の規定により決定期間の延長を行い、平成10年8月24日、鴨川陶化橋上流域環境整備事業における「地元対応に係る報告文書（平成7年6月22日以降の文書）」（以下「本件公文書」という。）を特定の上、部分公開決定を行い、平成10年8月24日、異議申立人に公文書部分公開決定通知書を送付した。
- 3 平成10年9月25日、異議申立人は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、上記の部分公開決定処分の一部を不服として実施機関に対して異議申立て（以下「本件申立て」という。）を行った。

## 第3 本件申立ての趣旨

本件申立ての趣旨は、平成10年8月24日付け10河第14-153号に係る部分公開決定処分のうち、新聞記事（以下「本件記事」という。）に係る写しの交付をしない部分の取消しを求めるというものである。

## 第4 異議申立人の主張要旨

異議申立人が異議申立書及び意見書において述べている主張を総合すると、おおむね次のとおりである。

実施機関は、異議申立人が平成7年度に公文書公開請求をした際、職務上作成し保存保管していた新聞記事を、異議申立人に対し全面公開する決定を平成7年10月23日付け7河第14-231号で行った。

このことから、本件記事は、条例第5条第2号に該当しない。

実施機関は、異議申立ての理由に対して何ら答えていない。平成7年10月23日付けの公開決定文書（7河第14-231号）と本件公文書との件名は違うものの、両方とも実施機関が保存管理している公文書（新聞記事の写し）である。

実施機関は、他方を公開し、本件記事を非公開とした理由を「著作権法（昭和45年法律第48号）第21条の規定により複製できないとされているため写しの交付については、条例第5条第2号に該当すると認められる」と述べる。

しかし、本件記事を非公開とした理由が条例に該当するか否かについて、実施機関は過日公開した公文書（7河第14-231号）との相違を説明する責任があるにもかかわらず、それをしていない。

公開、非公開決定は請求文書の事案ごとに実施機関が判断するが、本件非公開決定は、過日において実施機関が公開（新聞記事の写し）したこととの整合性を考えるならば矛盾に満ちたものである。

## 第5 実施機関の説明要旨

実施機関が、理由説明書において述べていることを総合すると、おおむね次のとおりである。

### 1 鴨川陶化橋上流域環境整備事業について

京都市南区東九条の陶化橋からその上流約500メートルの間の鴨川右岸（西岸）の河川敷には堤防に沿って多くの建物等が存在しており、その多くが昭和30年代に建てられたもので、その居住者の大部分は在日韓国朝鮮人である。

河川の占用等については、河川管理者の許可が必要であるが、これらの建物等は、河川法上、許可できないものであり、河川法違反の物件である。

本来、このような物件については、河川法に基づく処分により除却を図るべきものであるが、この問題は、総合的な対策が必要であるという認識から、昭和54年から国（建設省）、京都府及び京都市で協議、検討を重ね、平成4年に上記の三者により鴨川陶化橋上流域環境整備対策本部を設置し、事業に取り組んでいるところである。

事業を進めるに当たっては、河川敷地居住者のほか、周辺地域の住民等と話合いの機会を確保し、そこで得られた要望等について可能な限り事業に反映させるとともに、事業に係る理解と協力を求めているところである。

本事業は、河川敷地居住者を受け入れることのできる公営住宅を建設し、また、移転に際する経費の一部を助成することによりその自主的移転を促進しようとするもので、移転後河川改修事業を導入し、河川の治水安全性を高めるとともに環境面にも配慮した整備を行うものである。

### 2 本件公文書について

本件公文書は、鴨川陶化橋上流域の環境整備を進めるに当たり、河川敷地居住者で構成する東松ノ木町自治会、事業実施や工事施工に当たり直接の影響を受ける河川敷地隣接の柳ノ下東町住民との間で行った話合いに係る報告文書で、日時、場所、出席者名のほか、話合いの概要又は発言者名を記したやりとりを記録し、当日の配付資料を添付したもの及び鴨川陶化橋上流域環境整備事業の進ちょく状況や環境整備事業区域内の現状についての報告文書である。

### 3 本件記事について

本件記事は、鴨川陶化橋上流域環境整備事業に関する新聞記事の写しであり、鴨川陶化橋上流域環境整備事業に係る報告文書に参考資料として添付したものである。

### 4 条例第5条第2号該当性について

本件記事は、著作権法第21条の規定により複製することができないとされており、条例第5条第2号に該当するため、写しの交付を行わないこととしたものである。

## 第6 審査会の判断理由

### 1 基本的な考え方

公文書公開についての条例の基本的理念は、その前文においてうたわれているように、府民に公文書の公開を請求する権利を認めるとともに、積極的に情報を提供することにより、府民の府政に対する理解と信頼を深め、府政のより公正な運営を確保し、府民参加の開かれた府政の一層の推進を図り、併せて府民福祉の向上に寄与しようとするものである。

このような基本的理念を実現するためには、府が保有する情報は公開を原則とするべきであるが、その情報の中には、公開することにより個人のプライバシーや法人等の正当な利益を損なうものもある。

このため、立法者は条例の制定に際し、制度の趣旨、公文書の公開・非公開に係る公益性、有用性等を総合衡量した結果、原則公開の条例においても、なお、例外的に非公開とせざるを得ない情報があると判断し、これを条例第5条において公開をしないことができる公文書として具体的に類型化し、規定したものである。

しかし、同条各号に定める情報に該当するか否かについては、当該情報のみを取り出し、抽象的にとらえて判断するのではなく、当該情報を取り巻く諸事情をも考慮に入れ、個々の事例に即し、具体

的に判断されなければならない。

## 2 具体的な判断及びその理由

実施機関は、本件記事が条例第5条第2号に該当すると説明するので、これについて検討し、判断する。

### (1) 本件記事について

本件記事は、鴨川陶化橋上流域環境整備事業に関連する新聞記事の写しである。

### (2) 本件記事の条例第5条第2号該当性について

#### ア 条例第5条第2号について

条例第5条第2号は、法令若しくは他の条例の規定に基づき公開することができないとされている情報等が記録されている公文書は非公開とすることを定めたものである。

#### イ 本件記事の条例第5条第2号該当性について

本件記事が、条例第5条第2号に該当するか否かについて検討する。

実施機関は、本件対象文書が著作権法第21条の規定により複製することができないものであり、条例第5条第2号に該当するため、その写しの交付を行わない旨を主張する。

著作物については、著作権者に無断でそれを複製することは、著作権法第21条に規定する著作物を複製する権利を侵害することとなり、原則として、許されないものである。

異議申立人は、過去の公開請求事案において新聞記事の写しが交付されたことを挙げ、そのことから、新聞記事が条例第5条第2号に該当せず、同号を理由とした今回の非公開決定処分は不当であると主張する。しかし、著作物については、それぞれの著作物ごとに著作権が存するところであり、それを複製するためには、それぞれの著作物ごとに著作権者の許諾を得ることが必要である。

よって、過去の事案において、新聞記事について公開決定が行われていたとしても、それだけをもって直ちに、新聞記事が条例第5条第2号に該当しないとすることはできない。

なお、著作権者が許諾すれば著作物を複製することができることから、実施機関が著作権者に複製の許諾を求め、許諾を得られたならば、本件対象文書の写しを交付するという対応を取ることとも可能であったところである。

しかしながら、条例の趣旨として、著作権者の許諾を取ることを実施機関に義務付けたものであるとまでは解されないため、本件のように実施機関が著作権者に複製の許諾を求めなかったとしても、本件記事に係る処分が条例に違反するものであったとは言えない。

よって、本件記事は、著作権者の複製の許諾がない以上、著作権法の規定に基づき複製を禁止されている著作物として、条例第5条第2号に該当する。

### 3 結論

以上の理由から、「第1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

なお、公文書公開制度の運用に当たっては、著作権者に許諾を求めるといった事務的な負担は考慮されるにしても、原則公開という条例の趣旨を踏まえ、公開請求の決定に際し可能な限り著作権者に許諾を求めるなど、情報公開に対する積極的な姿勢が望まれるものである。